

## 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷について

### 事例

協会けんぽの被扶養者となっているAさんが、シルバー人材センターから紹介された作業中にけがをした。シルバー人材センターの会員は請負作業で負傷してもセンターと雇用関係がないため労災保険の対象外。一方、健康保険に入っているため、健康保険法は業務上のけがを対象外としているため、保険適用とならない。



### 結果

健康保険の給付範囲を見直し、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態を生じさせないよう、労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とする。

施行日(平成25年10月1日)以後に発生した事故が対象となり、遡及適用はしない。

「健康保険法の目的」の改正(健康保険法第1条)

**旧条文** この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

**新条文** この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。